

# 岸和田市発注工事に係る技術者の配置について

岸和田市総務部契約検査課

〔 建設業法で必要とする技術者 〕

## 1 工事現場に配置すべき技術者等

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

### (1) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

### (2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

#### ● 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

## 2 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事であって請負代金が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼任はできません。ただし、請負金額がこの金額に満たない場合は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できうる範囲で他の工事現場の主任技術者とは兼務できます。

●専任配置の技術者は、請負業者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者に限ります。（平成 16 年 3 月 1 日付 国総建第 317 号）

### ★直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは・・・所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいいます。

恒常的な雇用関係とは・・・一般競争入札及び指名競争入札は入札書の提出日、随意契約は見積書の提出日において 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいいます。

### 監理技術者の専任緩和（建設業法第26条第3項ただし書）

建設業法の一部改正により、監理技術者の専任義務が緩和され、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をそれぞれの現場に専任で配置する等一定の条件を満たすことで、特例監理技術者（工事を兼任する場合の監理技術者のことをいう。以下同じ。）による工事の兼任が可能となりました。また、この場合の兼任可能件数は2件です。

### 3 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人、主任技術者及び監理技術者として現場には配置できません。

ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事は営業所に近接した場所の場合のみ主任技術者との兼務ができます。

（平成15年4月21日付 国総建第18号）

#### ★営業所に近接した場所の考え方

岸和田市内業者については、岸和田市内の工事は全て近接した工事とみなします。

### 4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にはその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格要件については、規定されていません。

しかし、岸和田市の工事請負契約約款第10条2項に『現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し・・・』とあり、工事現場に『常駐』することが明記されています。そのため、現場代理人は他の工事現場の主任技術者及び監理技術者又は営業所の専任技術者のいずれとも兼務することができません。

ただし、工事現場が一体的で同一場所の場合は、兼務することができます。

#### ● 技術者に関する特に注意すべき点

工事現場の現場代理人は営業所の専任技術者を兼ねることができません。また、4,000万円（建築工事一式8,000万円）以上の場合、工事現場の主任技術者（監理技術者）は営業所の専任技術者を兼ねることができません。

このことから、請負業者は、最低でも2名以上の技術者の雇用及び岸和田市への技術者名簿登録が必要になります。

技術者等の専任及び兼務一覧表

	請負金額	配置技術者等	工事現場の専任義務	営業所の専任技術者の兼務
建築	8,000 万円以上	現場代理人	有	不可
		監理技術者 (*主任技術者)	有	不可
	8,000 万円未満	現場代理人	有	不可
		監理技術者 (*主任技術者)	無	可(営業所に近接した工事のみ)
建築以外	4,000 万円以上	現場代理人	有	不可
		監理技術者 (*主任技術者)	有	不可
	4,000 万円未満	現場代理人	有	不可
		監理技術者 (*主任技術者)	無	可(営業所に近接した工事のみ)

\*主任技術者…下請総額が 4,500 万円(建築工事の場合は 7,000 万円)未満となる場合に配置可。